

# 内閣府本府業務継続計画

平成20年7月 決 定

平成21年9月 一部改正

## 目 次

### 第1章 本計画の位置付け及び想定する災害

1. 本計画の位置付け
2. 想定する災害と被害想定
  - (1) 想定する災害
  - (2) 庁舎等に係る被害想定

### 第2章 業務継続の体制及び実施する業務

1. 平常時の取組
  - (1) 非常時優先業務の抽出
  - (2) 参集要員の指定
2. 非常時の体制
  - (1) 内閣府本府非常事態対策本部の設置
  - (2) 非常時優先業務の内容
  - (3) 発災時の行動
  - (4) 安否確認

### 第3章 業務継続力向上のための措置

1. 庁舎・設備
  - (1) 庁舎
  - (2) 電力
  - (3) 情報システム
  - (4) 電話
  - (5) 設備の転倒防止対策等
2. 備蓄
3. 帰宅困難者等への対応
4. 教育・訓練
  - (1) 本計画の理解の促進
  - (2) 教育・訓練計画
  - (3) 訓練成果の反映

## 第1章 本計画の位置付け及び想定する災害

### 1. 本計画の位置付け

首都直下地震等、業務の継続を脅かすリスクが発生した場合において、我が国における災害応急対策等を所掌する内閣府は、可能な限りその諸機能を維持することが求められており、万一、一部の機能が停止した場合においても、可及的速やかに当該機能を復旧する必要がある。

また、首都直下地震対策大綱（平成17年中央防災会議決定）において、首都中枢機関は、発災時の機能継続性を確保するための計画として事業継続計画を策定することとされた。これを踏まえ、平成19年6月21日の中央防災会議において、安倍内閣総理大臣より、各省庁は事業継続計画の策定を積極的に推進するよう発言があり、1年を目途に各省庁において計画を策定することとなった。

これらを踏まえ、内閣府は、「内閣府本府業務継続計画」を定めるものとする。職員においては、職員及び家族等の生命・身体の安全確保を最優先としつつ、内閣府の機能維持・復旧が可能となるよう、平常時から本計画の理解に努められたい。

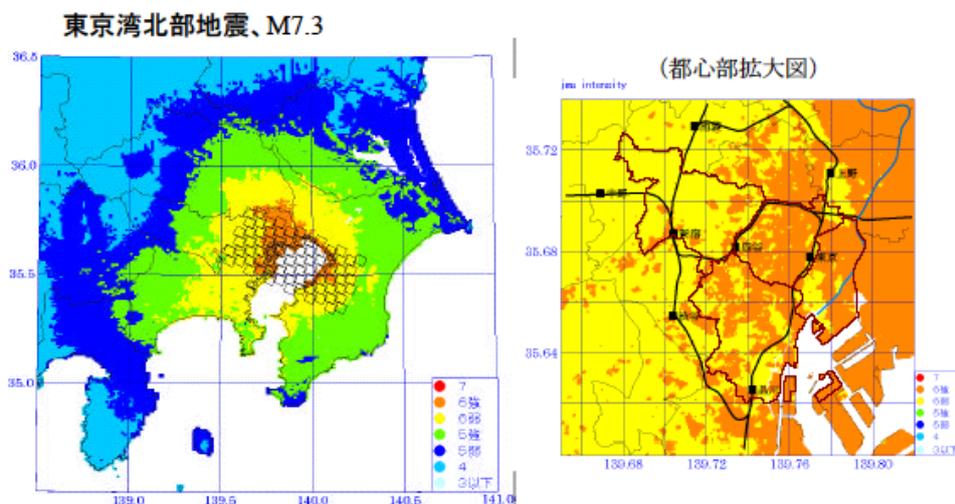
内閣府においては、本計画について、実施・運用、教育・訓練、幹部以下による見直し等を通じて、実効性を高めるよう継続的な改善を行っていくこととする。

### 2. 想定する災害と被害想定

#### (1) 想定する災害

東京湾北部地震（M7.3、東京23区の最大震度6強）が日曜日の夕方6時に発生したケースとする。

図1 東京湾北部地震の震度分布図



(資料：中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会報告（平成17年7月）」)

表1 東京湾北部地震時の主な被害予測結果

項目		5時	8時	12時	18時
建物倒壊による死者 (うち屋内収容物移動・転倒)		約4,200人 (約600人)	約3,200人 (約600人)	約2,400人 (約300人)	約3,100人 (約400人)
急傾斜地崩壊による死者		約1,000人	約800人	約900人	約900人
火災による死者	風速3m	約70人	約70人	約100人	約2,400人
	風速15m	約400人	約400人	約600人	約6,200人
ブロック塀等の倒壊、 屋外落下物による死者		—	約800人		
交通被害による死者		約10人	約300人	約100人	約200人
ターミナル駅被害による死者		—	約10人	—	—
死者数合計	風速3m	約5,300人	約5,100人	約4,200人	約7,300人
	風速15m	約5,600人	約5,400人	約4,800人	約11,000人

(資料：中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会報告(平成17年7月)」)

表2 東京湾北部地震時における避難者数(冬18時、風速15m/s)

	避難者数(避難所生活者数+疎開者数)			避難所生活者数			疎開者数		
	1日後	4日後	1ヶ月後	1日後	4日後	1ヶ月後	1日後	4日後	1ヶ月後
合計	約7,000,000	約6,000,000	約4,100,000	約4,600,000	約3,900,000	約2,700,000	約2,500,000	約2,100,000	約1,400,000
茨城県	約57,000	約46,000	約14,000	約37,000	約30,000	約8,900	約20,000	約16,000	約4,800
栃木県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
群馬県	約300	約300	約100	約200	約200	約100	約100	約100	約50
埼玉県	約1,000,000	約890,000	約540,000	約660,000	約580,000	約350,000	約350,000	約310,000	約190,000
千葉県	約1,300,000	約1,200,000	約720,000	約870,000	約760,000	約470,000	約470,000	約410,000	約250,000
東京都	約3,100,000	約2,600,000	約2,200,000	約2,000,000	約1,700,000	約1,400,000	約1,100,000	約910,000	約770,000
神奈川県	約1,500,000	約1,300,000	約660,000	約990,000	約850,000	約430,000	約530,000	約460,000	約230,000
山梨県	約800	約600	約200	約500	約400	約100	約300	約200	約60
静岡県	約500	約400	約100	約300	約300	約70	約200	約100	約40

(資料：中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会報告(平成17年7月)」)

表3 昼12時の地区別の帰宅困難者数

帰宅困難者	
埼玉県	約670,000
さいたま市	約140,000
その他	約530,000
千葉県	約820,000
千葉市	約170,000
その他	約640,000
東京都	約3,900,000
都心4区	約1,800,000
23区	約3,500,000
多摩地区	約460,000
神奈川県	約1,100,000
横浜市	約510,000
川崎市	約190,000
その他	約420,000
1都3県合計	約6,500,000

(資料：中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会報告(平成17年7月)」)

## (2) 庁舎等に係る被害想定

### ① 庁舎

本府庁舎A棟については、倒壊には至らないと想定されるが、一定期間業務の継続が困難になると想定される。その他の庁舎については、点検・片付け後に執務室の使用が可能。

### ② 電力

2日間は電力事業者からの電力供給が停止。各庁舎で非常用電源が使用できるが、合同庁舎5号館を除きコンセント経由の電力使用は不可能。

### ③ 情報システム

サーバが破損する可能性が高く、再稼動までの間は共有ドライブのバックアップへのアクセスが不可能。電子メール、庁内LAN、インターネットの使用についても、サーバが再稼動するまでの間使用不可。

### ④ 電話

電話交換機保有のバッテリーで7時間使用可能。合同庁舎5号館においては、電話交換機保有のバッテリー及び非常用電源で使用可能。ただし、1週間から10日程度は、輻輳によりつながりにくい状況となる。

### ⑤ 上下水道、トイレ

3日間程度使用不可。

## 第2章 業務継続の体制及び実施する業務

### 1. 平常時の取組

#### (1) 非常時優先業務の抽出

被災後の人的・物的に資源が限られた状況であっても必ず実施しなければならない業務について抽出を行い、非常時優先業務として整理する。具体的にはまず、発災時から、目標とする業務実施水準に達するまでの経過時間毎に、影響の重大性を、社会への影響（国民の生命への危険、国家の信用など）、法令・規則・契約義務・信義則等への違反、府内又は他省庁等の他の行う業務への影響、等の観点から分析する。そして、30日以内に目標とする業務実施水準に到達できなければ下記表4のレベルⅢ以上の影響となる業務を、非常時優先業務として抽出する。

表4 影響の重大性のレベル

影響の重大性	I	II	III	IV	V
	軽微	小さい	中程度	大きい	甚大
対象とする目標レベルに到達していないことに伴う代表的な影響の内容	対象とする目標レベルに対象時間まで到達しなかったことによる社会的影響はわずかにとどまる。ほとんどの人は全く影響を意識しないか、意識してもその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。	対象とする目標レベルに対象時間まで到達しなかったことにより若干の社会的影響が発生する。しかし、大部分の人はその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。	対象とする目標レベルに対象時間まで到達しなかったことにより社会的影響が発生する。社会的な批判が一部で生じ得るが、過半の人はその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。	対象とする目標レベルに対象時間まで到達しなかったことにより相当の社会的影響が発生する。社会的な批判が発生し、過半の人はその行政対応は許容可能な範囲外であると考ええる。	対象とする目標レベルに対象時間まで到達しなかったことにより甚大な社会的影響が発生する。大規模な社会的批判が発生し、大部分の人はその行政対応は許容可能な範囲外であると考ええる。

#### (2) 参集要員の指定

非常時優先業務を実施する部局においては、参集可能要員数についての以下の想定を勘案し、業務に当たる職員をあらかじめ指定しておく。当該職員の異動があった際には、速やかに新しい参集要員の指定を行う。指定に当たっては、特定の職員に負担が偏らないよう、定期的に見直しを行う。

##### ・地震発生1時間後：4 km 圏内の職員のうち約6割

毎時4 kmの速さの連続歩行で参集すると考え、4 km 圏内の職員が参集可能。しかし、本人及び家族の死傷等、被災のため、職員の1割が参集できない。また、職員の3割が救出・救助活動に従事。したがって、4 km 圏内の職員のうち約6割が参集可能。

・地震発生3時間後：12km圏内の職員のうち約6割

毎時4kmの速さの連続歩行で参集すると考え、12km圏内の職員が参集可能。しかし、本人の死傷及び家族の死傷等、被災のため、職員の1割が参集できない。また、職員の3割が救出・救助活動に従事。したがって、12km圏内の職員のうち約6割が参集可能。

・地震発生12時間～3日後：20km圏内の職員のうち約6割

20kmを越えると帰宅困難になるとの想定があることから、20km圏内の職員が参集可能。しかし、3時間目の参集の考え方と同様の理由で4割が参集できない。したがって、20km圏内の職員のうち約6割が参集可能。

・地震発生3日後以降：

地震の発生3日以降、公共交通機関は徐々に回復し、20kmを超える職員も徐々に参集可能。1ヶ月後は、職員の死傷等により、1割が参集できないことを仮定し、全職員の9割が参集可能。

## 2. 非常時の体制

### (1) 内閣府本府非常事態対策本部の設置

迅速・的確な意思決定を行うため、幹部職員からなる内閣府本府非常事態対策本部を設置する。

### (2) 非常時優先業務の内容

主な非常時優先業務の内容について、以下の表5、表6のとおり整理する。

※災害対策基本法に基づく緊急災害対策本部が設置される場合を想定。

表5 政策統括官（防災担当）が行う主な非常時優先業務

目標レベルに達する時間	非常時優先業務
3時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・首都直下地震発災後の官邸における初動対応業務</li> <li>・首都直下地震発生後の5号館における初動対応業務</li> <li>・緊急災害対策本部事務局における業務</li> <li>・5号館における総合防災情報システムの運用業務</li> </ul>
12時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・首都直下地震発災時における各種問い合わせ対応業務</li> <li>・海外からの支援受入・調整に係わる業務</li> </ul>
3日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者生活再建支援制度の適用支援に係わる業務</li> <li>・特定非常災害の政令指定に係わる業務</li> <li>・住家の被害認定業務の支援に係わる業務</li> <li>・被災者に対する各種支援措置の活用促進に係わる業務</li> </ul>
1週間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復興業務体制の確立に係る業務</li> </ul>

表6 政策統括官（防災担当）以外の部局が行う主な非常時優先業務

目標レベルに達する時間	非常時優先業務
3時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本府対策本部の設置、機能の維持</li> <li>・被害状況の情報収集、府内の連絡体制の確立</li> <li>・内閣府LANの状況確認</li> </ul>
12時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害用内閣府ホームページの立ち上げ</li> <li>・特命担当大臣の記者会見対応</li> <li>・原子力施設における事故等の対応</li> <li>・原子力災害に係る緊急事態応急対策業務</li> </ul>
1日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・端末・プリンタ等の配備</li> <li>・食品摂取による重大な健康被害に係る緊急時対応</li> <li>・迎賓館における震災対策の連携と協力</li> </ul>
3日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害復興における男女共同参画の状況確認</li> <li>・PKO派遣隊員との連絡の確保</li> <li>・PKO備蓄物資の管理換え（要請があった場合）</li> <li>・災害時要援護者に係る個人情報の取扱いに関する情報提供等</li> </ul>

### （3）発災時の行動

災害の発生に際し、非参集要員を含め各職員が取るべき行動については概ね以下の通りとする。

#### ① 勤務時間外に発災した場合

##### 【参集要員】

- ・ 本人・家族の安全を確保し、所属課の庶務担当者に連絡を取り安否を報告する。
- ・ 参集時には、可能な限り本人用の飲食物を持参する。
- ・ やむを得ず参集できない場合は、速やかに所属長に状況を連絡する。連絡を受けた所属長は、代替要員の調整を行う。
- ・ 参集要員に過度の負担がかからないよう、随時他の職員と交代する。

##### 【非参集要員】

- ・ 本人・家族の安全を確保し、所属課の庶務担当者に連絡を取り安否を報告する。
- ・ 公共交通機関が復旧するまでの間、連絡が取れるよう留意して自宅等で待機し、状況把握に努めつつ上司からの指示を待つ。
- ・ 待機の間、自宅周辺での救出・救助活動、避難者支援に携わるなど、地域貢献、地元自治体への協力を積極的に取り組む。

## ② 勤務時間内に発災した場合

### 【参集要員】

- ・ 家族の安否を確認し、非常時優先業務を遂行する。
- ・ 家族の安否確認ができず、かつ公共交通機関の状況によらず帰宅できる場合は、代替要員を確保した上で帰宅して家族の安否を確認する。
- ・ 参集要員に過度の負担がかからないよう、随時他の職員と交代する。

### 【非参集要員】

- ・ 帰宅困難者の大量発生により帰宅経路上での混乱が予想されることから、帰宅経路上の混乱が落ち着くか、公共交通機関についての情報が明らかになるまでの間はむやみに移動しない。
- ・ 家族の安否を確認した後、庁舎内の復旧業務、非常時優先業務の支援、庁舎周辺地域の救出・救助活動、避難者支援に従事する。

## (4) 安否確認

大臣官房人事課において、各部局を通じて全ての職員及びその家族の安否確認が行える体制を構築する。各部局においては、非常時に連絡のつかない職員が発生しないよう、人事異動期等においても常に職員の連絡網を最新の状態に保つよう努める。

## 第3章 業務継続力向上のための措置

### 1. 庁舎・設備

#### (1) 庁舎

内閣府本府の中核機能を担っている本府庁舎A棟について、高い耐震性能が確保できるよう整備を進める。

#### (2) 電力

非常用電源について、コンセント経由での利用を可能にする措置を講ずる。

#### (3) 情報システム

非常時優先業務に使用できるパソコンの確保が容易になるよう検討を進める。また、発災直後でも共有ドライブに保存されている文書へのアクセスが可能となるよう、効果的なバックアップ措置を講ずる。

#### (4) 電話

停電時でも電話が使用できるよう整備を進める。

#### (5) 設備の転倒防止対策等

地震時における負傷者発生の防止及び速やかな業務再開の観点から、執務室のオフィス家具やパソコンの固定を実施する。各部局においては、発災後の業務再開が円滑になるよう、普段から執務室の環境整備に努める。

### 2. 備蓄

勤務時間外の発災に備え、非常時優先業務に従事する職員5日分の食料、飲料水の備蓄を行なう。加えて勤務時間内の発災に備え、全職員1日分の食料、飲料水の備蓄を行なう。さらに来訪者分についても考慮する。また、簡易トイレ、災害用救急箱、事務用品等の備蓄についても計画する。

### 3. 帰宅困難者等への対応

職員以外の帰宅困難者等への対応について、庁舎内の来訪者の一時収容、庁舎外の帰宅困難者等への災害情報の提供・受け入れ施設の紹介等、可能な支援措置を検討する。

### 4. 教育・訓練

#### (1) 本計画の理解の促進

災害時に適切な行動ができるよう、全職員が普段から本計画に目を通し、理解するよう努める。非常時優先業務実施部局においては、実施する業務内容の職員

への周知に努め、人事異動期にも適切に新しい体制が構築されるよう努める。

**(2) 教育・訓練計画**

職員の対応力を高めるための教育・訓練の実施について、大臣官房関係部局を中心に検討を行う。

**(3) 訓練成果の反映**

訓練の結果明らかになった課題等について、本計画及び各部局で行う非常時優先業務の業務内容に的確に反映するように努める。